

ECOラック(機密文書セキュアサイクルパック)利用約款

1. 本サービスの内容について

- (1)本サービスの対象は法人様限定であり、ご利用にあたっては、事前に登録申請が必要となります。
- (2)ご依頼は、所定の「回収申請書」に必要事項を記入の上、弊社(ヤマトロジスティクス)に、FAX送信していただくこととします。
- (3)販売単位は、ロールボックスパレット1本(内寸:104×104×170cm)単位とします。
- (4)出荷される機密文書は、申込者(お客様)側で、規定のサイズ内(※1)のダンボール箱に事前に収納いただくこととします。
- (5)機密文書は、溶解処理工場まで、「JITボックスチャーター便(※2)」で輸送します。
- (6)機密文書は、ダンボール箱未開封のまま溶解処理し、紙資源再生品(ダンボール箱等)としてリサイクルさ
- (7)溶解処理が完了した証明として「溶解処理証明書」を、毎月1回、弊社より申込者(お客様)に対して所定の書面にて交付します。
- (8)「溶解処理証明書」は、弊社が発行主体となって発行します。また、溶解処理の完了の都度、「溶解完了情報」を申込者(お客様)の指定するEメールアドレス宛に配信します。

(※1)規定のサイズ

- ・ダンボール1箱の重量は20kgまで
- ・ダンボール箱の大きさは、「縦+横+高さ」の合計で100cm以内

(※2)JITボックスチャーター便

- ・内寸104×104×170(cm)のキャスターのついたロールボックスパレットを、貸切で輸送するサービスです。
- ・「フルカバー」かつ「封印付」で、外部から中身が見えないようにして輸送を行います。
- ・JITBOXチャーター便を扱っている販売会社は、平成26年2月現在、以下の通りです。(最新の情報は、ボックスチャーター株式会社のホームページをご確認ください。) → URL : <http://www.jitbox.co.jp/>
ヤマトボックスチャーター(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、久留米運送(株)、名鉄運送(株)、王子運送(株)、トナミ運輸(株)、岡山県貨物運送(株)、三八五流通(株)、信州名鉄運輸(株)、第一貨物(株)、西武運輸(株)、札幌通運(株)、中越運送(株)、近鉄レックス(株)

2. 輸送上のセキュリティについて

- (1)ロールボックスパレットには、位置測位機能のついた端末を搭載し、所在位置を確認できる体制を整備します。
- (2)ロールボックスパレットは、フルカバーで覆い、外部から中身を見えなくすると同時に、封印による施錠を行い、落失・抜取などを防止します。
- (3)ダンボール箱の溶解処理施設への投入作業は、弊社社員もしくは社員に準ずるものを行います。
- (4)溶解処理施設が休止している場合には、弊社の施設またはそれと同等の施設にて保管を行います。

3. 取扱上の注意について

- (1)本サービスは、機密文書のみを対象とします。カーボン紙やトレーシングペーパー、クリアファイル・記憶媒体(CD、FD等)その他紙以外の材質のものは混入しないものとします。申込者(お客様)が機密文書以外のものを混入したことにより、本サービス実施の過程で事故等が発生した場合は、申込者(お客様)に対し、補償を請求する場合があります。
- (2)1ロールボックスパレットあたりの積載可能重量は、600kgまでとします。(1箱20kgの場合は30箱、1箱15kgの場合は40箱となります)
- (3)輸送用のダンボール箱、テープなどの資材は、申込者(お客様)でご用意願います。ご要望に応じて、別途有償での資材の提供は可能です。
- (4)沖縄県は、本サービス提供の対象外となります。

4. 本サービスの補償について

- (1)輸送上の事故については「標準貨物自動車運送約款」に基づき、原則として紙の代金もしくは本サービスの利用料金を補償します。
- (2)お預かりした機密文書の溶解処理が完了するまでに、盗難や紛失等により情報漏えいが発生した場合、それが直接の原因となって現実には被った通常の損害に限り、補償をします。
- (3)補償内容は情報漏えいにより生じる以下の範囲で、実際にかかる費用が対象となります(逸失利益等は対象外です)。
 - ①謝罪会見・公告・文書費用
 - ②見舞金(送付先1件あたり1,000円限度)
 - ③クレーム対応費用
 - ④コンサルティング費用(1事故あたり300万円限度)
 - ⑤第三者賠償責任
「第三者賠償責任」とは、以下の範囲に限定されます。
 - i. 法律上の損害賠償
 - ii. 弁護士費用等の争訟費用
 - iii. 求償権保全費用
 - iv. 損害防止費用
- (4)補償金額は、1送り状について1億円、1事故について5億円を上限とします。
- (5)紙以外の媒体による情報漏えいについては、上記補償の対象には含まれず、一切の補償は行いません。

5. 登録の削除について

以下の場合は、申込者(お客様)の登録を削除させていただきます。

- (1)登録申込から1年間または最後に本サービスをご利用頂いてから2年間、本サービスのご利用がなかった場合。
- (2)申込者(お客様)が、本サービスの利用に当たり、機密文書以外のものを意図的に混入するなど、弊社の定めるルールを守らない場合。
- (3)申込者(お客様)が、反社会的勢力に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること等が判明した場合。

6.「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」について

申込者およびヤマトロジスティクスは、それぞれ相手方に対し、次の事項を確約します。

- (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員でないこと
- (2) 自らの役員(社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名前を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - (ア) 相手方に対する脅迫的言動または暴力を用いる行為
 - (イ) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

以 上